

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 6 号
件 名	個人情報の開示は、開示決定通知書に開示を実施することができる日時が記載されているときは、開示の実施方法等申出書の提出がなくても写しの交付を行うよう求めることについて
要 旨	<p>新潟市個人情報の保護に関する事務取扱要領、第4、個人情報の開示に係る事務、6、個人情報の開示の実施、(1)、日時及び場所において、個人情報の開示は、開示決定通知書又は「開示の実施方法等申出書」によりあらかじめ指定した日時及び場所において実施すると規定されている。</p> <p>保有個人情報開示請求書は、2、求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）、ア、窓口における開示の実施を希望する。実施の方法、<input type="checkbox"/>閲覧、<input type="checkbox"/>写しの交付、<input type="checkbox"/>その他、実施の希望日、年月日を記載できるので、請求者は実施の希望日等を記載し、提出する。請求者が提出した内容で、上記の開示決定通知書の開示を実施することができる日時に処分庁が記載し、送付される。したがって、開示の実施方法等申出書を提出しなくても写しは交付できる。市政情報室に確認したところ、同様の見解だったため、該当課へ伝えているが、開示の実施方法等申出書の提出を求められる。</p> <p>以上のことから、要領に定められているとおり、開示決定通知書に記載された日時で写しの交付を行うことを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和5年9月19日 総務常任委員会
受 理	令和5年9月5日 第377号